委託契約書 (案)

委託者 分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 泉 光博 (以下「甲」という。)と 受注者 ○○○○ (以下「乙」という。)は、令和7年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業 務(以下「委託事業」という。)の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

- 第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。
 - (1)委託事業名 令和7年度希少野生生物保護管理対策に係る巡視業務(入谷地区)
 - (2)委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書 (別紙様式第1号) のとおり
 - (3)履行期限 令和8年2月27日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

- 第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額oo円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。
- (注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 28 条第1項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託費の限度額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。
- 第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

- 第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせて はならない。
- なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 をいうものとする。
- 2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委 託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなけれ ばならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なけれ

ばならない。

5 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要が あると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

(監督)

- 第6条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、 甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という。)に監督させることができるものとす る。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲(監督職員を含む。)から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(実績報告)

- 第7条 乙は、1月ごとの巡視の状況について、希少野生生物巡視調査野帳に記録し、甲の指示により毎月10日(2月の巡視分は2月27日)までに希少野生生物巡視月別報告書に取りまとめ、甲に提出するものとする。ただし、個体及び営巣場所等の発見・変化等重要事項については写真撮影等を行うとともに、その都度電話等により甲に連絡するものとする。
- 2 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第2号)を甲に提出するものとする。 (検査)
- 第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から 10 日以内の日(当該期間の末日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。)又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不 当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合に おいては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から 10 日以内 に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

- 第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、 委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書(別紙 様式第3号)を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第 11 条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第 9 条第 1 項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

- 第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、 委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第4号)を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、 又は契約の一部変更を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前3条の規定に準じ精算するものとする。 (計画変更の承認)
- 第 13 条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容 又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第 5 号) を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又 は一部が不能 となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

- 第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額 の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。
 - (1)前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について 履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
 - (2)乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3)乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら 賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が

刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若 しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該 処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 17 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、 当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の 7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第 1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の 適用があるとき。
 - (2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又 は乙の代理 人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明ら かになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、入札(又は見積)心得第3条(公正な入札(又は見積)の確保)の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約 を解除することができる。
 - (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

- 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第 19 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何ら の催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第 20 条 乙は、第 18 条の各号及び第 19 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将 来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再受託者等 (再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相 手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

- 第 21 条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受 託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者等)との契約を解 除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者(再受託者等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第22条 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の 反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場 合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入 の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(委託事業の調査)

第23条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(秘密の保持等)

第24条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者 に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第 25 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有する ものとする。

令和7年 月 日

委託者(甲)住所

分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 泉 光博

受託者(乙)住所氏名